



年金脱退一時金の請求について

日本年金機構ホームページの情報を基に作成



[日本から出国される外国人のみなさまへ](#)

日本の年金制度に加入していた外国人が、帰国した際に請求できる一時金を「年金脱退一時金」と言います。このリーフレットでは、請求手続きに関してよくある質問をまとめました。是非参考にしてください。

1) 一年前に帰国したが、まだ請求の手続きを行うことは可能ですか？

以下の①から④、すべての条件に該当していれば、日本に住所を有しなくなった日から **2年以内**に請求することができます。

- ① 日本国籍を有していない
- ② いずれかの年金制度への加入歴が6カ月以上である
- ③ 日本に住所を有していない
- ④ 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがない

参考：[日本から出国される外国人のみなさまへ：脱退一時金の条件（1ページ）](#)

2) 国民年金に3カ月、厚生年金に5カ月加入していました。請求できますか？

国民年金と厚生年金保険の**両制度の期間は合算されない**ので、請求することはできません。脱退一時金の支給額はそれぞれの保険期間に基づいて計算されるので、いずれかの年金制度に6月以上加入している必要があります。

3) 日本に住所を有していないことを、どのように証明することができますか？

帰国前に市区町村に**国外へ転出届を提出している**場合は、書類の提出が不要です。

※平成24年7月以前から被保険者である場合は、住民票の消除情報を確認できないので、パスポートの出国日が確認できるページの写し等の提出が必要です。

4) 受給先を海外の銀行口座、又は日本の銀行口座に指定することは可能ですか？

- 海外の銀行口座への送金も可能ですが、受給先として設定する前に、その銀行口座が年金機構からの送金に対応しているか必ず確認しましょう。
※金融機関の識別コード（SWIFTコード等）がある場合は、請求書に記入しましょう。
- 日本の銀行口座（ゆうちょ銀行、及び一部インターネット専業銀行以外）を受給先にすることも可能ですが、帰国後も利用できる銀行口座があるか必ず確認しましょう。
※原則、帰国して再入国の予定がない場合は、銀行口座の解約が求められます。解約しなかった場合でも、銀行口座が凍結され、利用できなくなることがあります。

参考：[日本から出国される外国人のみなさまへ：脱退一時金の海外送金（13ページ）](#)

5) 振込先口座として利用する予定の海外の銀行から、請求書に証明を受けることができません。この場合は、どうすべきですか？

請求書に証明を受けることができない場合は、「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる、銀行が発行した書類を添付してください。

6) 請求書の「各制度の記号番号」には、何を記入すべきですか？

一つの基礎年金番号のみの場合は、記入不可。転職の際に基礎年金番号が統合されなかった場合や、婚姻により改名の際などに新たな基礎年金番号が発行され、複数の基礎年金番号を持っている場合のみ記入が必要になります。

Basic Pension Number
基礎年金番号
Symbol Number of each pension system
各制度の記号番号

7) 履歴（公的年金制度加入経過）を記入する必要はありますか？自分がどの年金制度の種類に加入していたか、知る方法はありますか？

- 基礎年金番号がわからない場合は、履歴欄を記入する必要があります。
- 自分がどの年金制度の種類に該当していたか、以下の①～④からご確認ください。
 - ① 国民年金：農業者、自営業者、学生、無職の方等が加入対象者
 - ② 厚生年金：企業に勤めている会社員が加入対象者
 - ③ 共済組合：公務員、公立学校の職員、私立学校教職員等が加入対象者
 - ④ 船員保険：海上で働く船員（船長、海員、予備船員）が加入対象者

参考：[日本から出国される外国人のみなさまへ：履歴（公的年金制度加入経過）（17ページ）](#)

8) 日本に滞在した7年間は、厚生年金に加入し、保険料を納付した。脱退一時金を請求すると、7年分の金額を受給できますか？

脱退一時金の支給額は、日本の年金制度に加入していた月数に応じて、60カ月（5年）を上限として計算されます。その為、7年納付していたとしても、60カ月（5年）分の金額の受給となります。

参考：[日本から出国される外国人のみなさまへ：脱退一時金の支給額の計算（9ページ）](#)

9) 厚生年金の脱退一時金を受給したが、予想していた金額より少ないのはなぜですか？

厚生年金保険の脱退一時金は、その支給の際に、20.42%の税金が源泉徴収されます。源泉徴収された税金の還付を受けるには、日本国内の税務署に申告する必要があります。

参考：[日本から出国される外国人のみなさまへ：脱退一時金にかかる所得税（2ページ）](#)

日本国内で代わりに手続きをお願いできる「所得税・消費税の納税管理人の届出」を帰国する前に行いましょう。納税管理人の届出についての詳しい情報は、国税庁のホームページからご確認ください。



所得税・消費税の
納税管理人の届出手続
(日本語のみ)

10) 改めて日本で仕事をする事になり、公的年金制度に再加入する予定。数年前に脱退一時金を受給したが、過去6年の納付期間はどのようになりますか？

脱退一時金を一度受給した場合、過去に日本の年金に加入していた全ての期間は消滅します。改めて日本で就職し、公的年金制度に再度加入すると、加入歴は改めてカウントされます。

手続きについて質問がある場合は、お住まいを管轄する年金事務所にて相談できます。年金事務所の窓口では、英語、中国語、タガログ語等を含む10カ国語の通訳サービスを利用した対応が可能です。詳細については、以下のリンクから多言語でご確認ください。



www.nenkin.go.jp/international/index.files/02.pdf

※英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、
ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語
(言語によって対応できる日時が異なります)

